

## 令和7年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第2回事務事業評価部会 議事概要

- ◇ 日 時 令和7年12月1日（月） 9：30～11：30
- ◇ 会 場 総務部分室（県庁5階）+Web
- ◇ 出席委員 部会長 橋口恵佳  
委 員 鈴木治、吉原元子〈五十音順、敬称略〉

### 1 開 会

### 2 挨 捶

○伊藤総務部次長あいさつ

### 3 議 事

○会議の公開の可否について、原則として公開することに決定

#### （1）協議 対象事業の評価・検証

##### ◇「経営開始支援事業」について【資料2-①】

###### （鈴木治委員）

一点目の質問は、新規就農者数が増加傾向にあるということですが、他県と比べて増加が多いという認識なのか、それとも少ないという認識なのか。

続いて二点目が、農業研修支援の実績が少ない又は無い理由について、例えば、アドバイザーの要件が厳しいとか、アドバイザー自体のなり手がないという側面があるのか。

三点目は、今回の対象の四つの補助事業のPR活動の振興を図る取組みについて、県として十分されているという認識なのかどうか。

最後、四点目は、新規就農者增加の取組みで、先行していると思われる他県の優良事例を把握しているかということです。

###### （農業経営・所得向上推進課）

まず一点目の新規就農者数について他県と比べてどうかという点ですが、我々がよく比較するのが東北の中でどれくらいの位置にいるかという点であり、10年連続で東北第1位となっています。

二点目の農業研修支援の実績がない理由ですが、研修支援が対象としているのが認定新規就農者にならないパターンであり、これに対してアドバイザーの設置費用を助成しています。この認定新規とならない方、例えば半農半Xという、本業をやりつつ、農業もやっている方々がアドバイザーを設置してまで研修に取り組むことは、実際にはそこまで需要がなかったと考えています。

三つ目のPR活動です。新規就農関係では、県内全体のワンストップ窓口を農業支援セ

ンターに設置しており、新規就農関係の相談があったときに、例えば「こういう支援がある」とPRしていますが、今後、まだ実績が伸びていないところで、これからクリアしていきたいところもあるので、さらにPR活動にも力を入れていかなければいけないと考えています。

最後、新規就農者関係の取組みで他県の優良事例を把握しているかということです。一例ですが、福島県ではトレーニングファームという、新たに就農される方が試行錯誤しながら実際にやってみて、失敗から学ぶこと多くあると思いますので、そういう試行工夫をしながら農業技術を学べる研修補助の制度を、全JAで1つずつくらい設置しようという取組みを進めていると聞いておりまして、我々としても、このトレーニングファームの設置というのは力を入れて今後やっていかなければならないと考えています。本日の議題の中にはございませんが、元気な農業人材確保プロジェクトでは、国庫補助事業を活用したトレーニングファームの設置の支援もメニューに入れています。

#### (鈴木治委員)

三番目のPR活動について、県外に向けた県外からの就農者数ということを考えると、県外でのPR活動にもっと力を入れられなかつたのかと思ったところです。四番目のトレーニングファームについては、非常にいい取組みだと思いましたので、ぜひ本県でも検討されてはいかがかと思いました。

#### (吉原元子委員)

経営継承サポーター設置支援事業について、令和6年からやっている第三者継承を促進するための施策だと思いますが、法人への売り手、ここでいう出し手の方たちはどういう方たちですか。もう農業をやらないという人たちであれば、かなりご高齢ではないかと思うのですが、もしそういったご高齢の人たちを雇うためのお金を支援するのはどうしてなのかということもありますし、引き受けた方も、もしその手が足りないのであれば、こういった補助金がなくても雇うのではないかと思うのですが、このサポーター設置支援事業の意義はどういうところにあるのでしょうか。

#### (農業経営・所得向上推進課)

サポーター設置支援事業は、経営継承を促進していく時に、ご高齢の方も多いと思いますが、辞められる方をいわゆる出し手と位置づけており、その経営を継承される方、例えば農地や農業機械等諸々を引き受けられる方が多いですが、受け手の方と呼んでいます。この出し手と受け手の経営継承をどのようにスムーズに進めていくかが課題だと考えています。その中で、農地とか機械とか目に見えるものだけではなく、技術、例えば今まで栽培されていた方の土地がどういう特性を持っているのか、それに対して必要な技術など様々ですので、まさにこの土地に密着した技術も合わせて継承していくことが円滑な経営継承には必要だと考えています。このサポーター設置支援事業は、出し手の人に、アドバイザーという形で、経営の技術、営農の技術を受け手の人に伝授してもらうもので、バトンタッチ期間というイメージで、サポートしてもらう取組みを今後広めていきたいと思っています。その技術の伝授アドバイザーの取組みは、まだまだ実態として広がっていない

ので、こういう補助事業を設けて、活動をもっと広めたいと思っています。

(吉原元子委員)

人手不足の解消というよりは、受け手と出し手の間の知識とかノウハウ伝授のための引き継ぎ期間を支援する意味ですね。ということは、これは年上限で60万円ですが、例えば1年間だけ、2年間だけと期間を限定しているのですか。

(農業経営・所得向上推進課)

最大2年間と期間を限定して実施しております。

(樋口恵佳部会長)

添付資料における①経営検証相談窓口と⑬経営継承センター設置支援事業はどういう違いがあるか、重複があるのではないかという点と、国のデジ田交付金の不採択を受けて、今後の見通しがどうかをお聞きしたいと思います。

(農業経営・所得向上推進課)

一点目の①経営継承相談窓口と⑬センター設置支援事業の違いですが、経営継承相談窓口は、新規就労の窓口がある農業支援センターに、経営継承相談員という専門の職員を配置し、その職員が個々の経営体に対して密着して技術指導するのではなく、地域全体の経営継承を促進するための専門の職員として、経営継承の意義の説明会等を行っています。一方、経営継承センターは、①が全体的に経営継承の意義ややり方を説明するとすれば、⑬は、その個別の経営体に密着して、営農技術等のバトンタッチを行っていく制度、補助事業というのが違います。

二点目のデジ田交付金の不採択ですが、こちらは令和6年度当初予算に交付金を見込んで計上したのですが、それが頂けないことになり、規模を縮小して一財ができる範囲で実施したのが令和6年度です。令和7年度も同様の考え方で、縮小した規模で実施しているので、今後も交付金を活用できないことを前提に予算を組んでいきたいと考えています。

◇「産学官連携コーディネート事業（ヘルスケア（医療））」について【資料2-②】

(吉原元子委員)

お伺いしたい点は二点です。まず一点は成果指標について、実際にこのコーディネート事業で支援した企業の売り上げではどの程度の成果があったのかということと、企業は実質何社を支援されているかという点をお伺いしたいです。

もう一つ、やまがた産業支援機構にはコーディネーターという仕事の方がおそらく他にもいると思いますが、この事業で、あえてヘルスケア医療と特定してコーディネーターを置くのはどうしてなのかお伺いします。というのも、コーディネーターなので、コーディネートする企業の幅が広ければ広いほど様々なアイディアが生まれやすいのではないかと思いますので、あえて医療に限定しているのはどういうことなのかということです。

### (産業技術イノベーション課)

まず、一点目の成果指標の設定の考え方です。成果指標は、医療のコーディネーターの業務に沿って設定しています。まず、コーディネーターは、山形大学医学部と臨床工学士とか医療関係の現場のニーズを収集し、そうしたニーズと医療機器開発を目指す企業や大学の技術シーズとのマッチングを行っているというのが大きな仕事になりますので、そのマッチングの件数を設定しています。目標は年間 15 件を見込んでおり、令和 3 年度から 7 年度まで幅はありますが、15 件から本年度は現時点で 9 件という状況です。次にプロジェクトマネジメントの件数ですが、実際にマッチングした企業等に対して、製品開発や事業化に向けた支援を行っていくことになるので、その件数がプロジェクトマネジメント件数という形でカウントしています。三点目のヘルスケア機器等の開発、販路開拓等支援事業費の補助金の支援件数は、医療機器開発に向けて、大学、医療機関と県内企業との共同研究開発にかかる経費の助成や、開発された医療機器等の販路開拓に対する助成を、事業名としてはヘルスケア等開発販路開拓支援事業費補助金といいますが、その実際の支援件数を把握しています。実績は 19 件から本年度は 16 件という見込みです。以上が成果指標の設定の考え方です。

実際の効果と取り組んでいる企業の数ですが、この事業 자체は平成 27 年から実施しており、事業を進めるにあたり、平成 28 年 5 月に次世代医療関連機器研究会を設立しています。その中に企業、金融機関、行政機関を含んでいますが、だいたい企業として 118 社・団体から登録いただいている。基本的には、研究開発を進め、ニーズをお知らせするのは、その 118 社にそれぞれ連絡して、医療機器のセミナー開催や様々な事業のお知らせをして、医療機器開発や福祉関連製品の開発も支援をする形で取り組んできました。27 年度から実施しており、具体的にどのぐらい成果が上がっているかということですが、厚生労働省の薬事工業生産動態統計調査という統計上の数値になってしまいますが、その中で医療機器生産金額は、平成 26 年は 264 億 5,300 万円、全国順位で 20 位ぐらいでした。それが直近の令和 5 年では 465 億円 1,200 万円で、全国 16 位ぐらい。20 位から 16 位に上がり、この 9 年間で 200 億円ほど生産額を伸ばしています。それから、実際の医療機器に参入した企業の数ですが、具体的には、医療機器製造業の登録事業所数というものがあります。こちらが平成 26 年には 30 事業所ありました。それが、現在では 42 事業所で、医療機器の製造業の登録中の事業所数も増加しています。生産額が伸びて登録している事業所数も増えていることは、この 9 年間取り組んできた成果と考えています。

二点目、なぜ特定の事業に特化してきたかですが、もともと平成 25 年の頃に政府が、医療医薬品、医療機器を戦略産業と位置づけ、産業振興分野として設定しました。それを受けて県でも、平成 27 年度から、産業分野の計画である「産業振興ビジョン」の中で、医療、福祉、健康関連産業を成長 6 分野の一つと位置付け、その他に例えば自動車とかがありますが、研究会を設立しながら、力を入れて取り組んできたところです。ご承知のとおり、医療機器の関連市場は、日本市場だけでなく世界市場も含めると、将来的には拡大傾向にある。当然、日本の中でも高齢化とか健康に対するニーズの対応があるということで、需要が見込まれる産業だということで、県としても、27 年度以降、しっかりと力を入れて取り組んできました。

**(吉原元子委員)**

コーディネーターを医療だけで設定しているのはなぜかという点もお願いします。

**(産業技術イノベーション課)**

コーディネーターを医療に特化したのは、重点的に取り組む6分野の一つとして、しっかりと支援していきたいという考え方によるものです。

**(鈴木治委員)**

ヘルスケア（医療）機器等開発・販路開拓支援事業費補助金の支援件数を書いていますが、令和4年度から9件、10件、15件、16件と増えています。同じ企業で重複している、特定の企業に予算が偏ってしまっているのではないかという心配がありますが、いかがでしょうか。

**(産業技術イノベーション課)**

補助金の支援件数につきましては、一つは技術開発や製品開発にかかる補助金が、例えば今年度は年間3件です。それ以外は13件ぐらいですが、販路開拓の支援ですので、展示会とか商談会に出店した企業が十数件あるというイメージです。過去の分も概ねこのようなイメージになります。その中で、技術開発、研究開発だと、違う企業がする場合もありますし、場合によっては、複数年に及ぶ場合も出てきます。どうしても、医療機器開発は長期間の案件になりますし、ある程度できる企業は限られてくるところも確かにご指摘のようになります。なるべく県としても幅広くいろいろな企業から取り組んでいただきたいとPRして、コーディネーターからも取り組んでいただいているものの、実際被っている場合もある状況です。もう一方の販路開拓は、当然、複数年に及ぶ企業もありますし、その時々の実際の企業の数で十数社ですので、複数年もあれば、というところです。全体で研究会は118社ですし、医療機器の製造できる企業として登録しているところでは42件です。必ず内数ではなくて、実際は登録してなくても、医療機器にこれから取り組んでいく企業もあるので、幅広に、基本的には118社に毎回声掛けをして、希望のある企業に手を挙げてもらっているのが実情です。

**(鈴木治委員)**

このヘルスケア以外の他の6分野についても同じような取り組みをしているのか、ヘルスケアだけ特別なのはいかがですか。

**(産業技術イノベーション課)**

コーディネーターを置いているかは別にして、6分野に関しては県として力を入れて取り組んできました。医療の場合はやまがた産業支援機構というところに配置していますが、自動車の場合は、自動車OBの方を産業ディレクターという形で、名前は違いますが活用し、支援をいただいています。コーディネーター名前にこだわっているわけではなく、それぞれ専門的な人材を配置しながら、6分野をしっかりと支援してきた実績があります。

(樋口恵佳部会長)

一度ネットワークができてしまえば、伴走が必要ない段階までできているという判断もあるかと思うところ、委員の皆様からは、例えばもう少し多様な分野にマッチング事業を広げていってもいいのではないかとのご意見等いただきました。こうしたご意見を参考に今後も事業のあり方を検討いただければと思います。

◇「国際チャーター便地上業務」について【資料2-③】

(吉原元子委員)

二つほどお伺いします。一つは、国際チャーター便の全体的な動向についてです。チャーター便の受け入れ数が、コロナ後はほとんどない状況ですので、今後伸びていく見込みは実際あるのかと疑問に思うところです。例えばインバウンドであれば、山形に国際チャーター便が来なくても、かなりの数が増加しておりますので、国際チャーター便にこだわる必要があるのか。また伸びるという自信、確証があれば教えていただきたい。もう一つですが、地上業務に関して、本来、日本航空や山新観光で負担すべきところも、県からの補助が入っているとお伺いしましたが、本来的に航空会社が負担すべきところはそちらにお願いできないのだろうかという点、この二つについてお伺いします。

(イン・アウトバウンド推進課)

まず、国際チャーター便の動向ですが、コロナ禍はもちろんゼロでしたが、コロナ後、令和5年度は92便で、山形空港には多くのチャーター便が運航されたところです。委員ご指摘のとおり、6年度以降、本県には山形空港にはチャーター便が来ておりません。それにつきましては、航空業界全体として、コロナ後の航空需要の回復に伴い、航空機材やパイロットの不足というような様々な課題により、なかなか本県にはチャーター便を運航いただけていない状況です。私どもとしては、チャーター便は、目的地として本県が表示されることで認知度が上がりますし、また、本県に直接航空機がまいりますので、滞在時間が長く設定でき、経済効果が非常に高くなると考えています。本県としては、今年3月に策定した「第3次おもてなし山形県観光計画」に位置付けているとおり、チャーター便の誘致を引き続き強化していくこととしております。今後、新しい機材が入ってくると航空会社から聞いておりますので、私どもとしては、引き続きそこに期待して、頑張って誘致をしていきたいと考えています。

また、山形空港における地上業務については、本来、日本航空あるいは山新観光が経費を負担すべきところを、県が負担しているのではないか、きちんと支払いをしていただくべきではないのかというお話をしました。山形空港は、受入機材や受入数の規模が非常に小さく、もともと定期便のグランドハンドリングの収支に関しても余裕がない状況です。こうした中、平成29年に山形空港では国際線と国内線を同時に受け入れられるように態勢が整えられました。これにより、国内線が運航される時間帯においても、チャーター便の受入れが可能となったところです。一方で、国内線とチャーター便を同時に受け入れるためには、常に2班体制を取れる環境を整えておく必要が出てまいります。このため、山新観光では、チャーター便受け入れに必要な、様々な資格を持つ職員を確保しなければならないという

事情があります。県としては、チャーター便の誘致を推進している立場から、山新観光に對して、受入環境の整備に係る経費について、支援する必要があると考えております。

(鈴木治委員)

民間を含めて、チャーター便の就航を増やすための具体的な取組みがあるのか、それを県が把握しているのかが一つ。もう一つ、国際線と国内の両方の受け入れが可能な態勢を常にとっているのかが一つ。この補助は実際の実績によって執行されると思います。ということは、常に人員を確保し、チャーター便が来た時には、それに応じて県が補助することです。そうだとすると、私は、チャーター便が来るときに人を増員して、その変動費に通常より増加する費用を負担していると思ったのですが、そうではなくて、常に固定化している費用に対して、実績に応じて補助を出しているという性質のものであれば、あり方が違うと思いました。常にその人員費用ということであれば、固定化した費用として予算化して決めてしまうやり方をすると、予算も効率的に使われるのではないかと感じましたがが、いかがでしょうか。

(イン・アウトバウンド推進課)

チャーター便の誘致について、まず、団体旅行が期待される台湾については、知事がトップセールスにおいて、航空会社や旅行会社に対して誘致活動をしております。また、台湾については、民間事業者も直接台湾の旅行会社に対してセールスを行っております。民間の観光需要が高まれば、自ずとチャーター便運航の期待も高まってきます。現在、県内各地の事業者が台湾でセールス活動を行っておりますので、こうしたことが実を結ぶものと考えています。

もう一点につきましては、資料の事業概要をご覧ください。①が国際チャーター便の受入態勢として、常に有資格者を雇用しなければならない部分に対する固定費への支援です。②が国内定期便との受け入れ重複対応のため、都度雇用する部分に対する変動費への支援です。変動費は、チャーター便を受け入れる際に、例えば、航空機材の中の清掃や、ターンテーブルでのお客様の誘導などに従事する人員となります。要因分析に記載のとおり、令和6年度は、①の部分は支出しておりますが、②の部分は、令和5年度などの実績を踏まえて6,741万円を見込んでいましたが、チャーター便の実績がゼロであったため支出しておりません。結果、令和6年度の執行率は24%になったところです。以上のとおり、実績に応じてお支払いする仕組みになっています。

(鈴木治委員)

山形県はインバウンドで注目されているところもあるので、ぜひ県として力を入れて、民間の方にも活力を与えてほしいと思います。

(吉原委員、ご都合により退席)

## ◇「私立学校一般補助金」について【資料2-④】

### (鈴木治委員)

一般補助金は、私学の維持に必要な助成であることは十分理解していますが、この助成が私立学校本体に助成している他の制度と重複していないのかということ。あと、県の人口を踏まえると、今後、私立高校の経営自体が厳しくなってくることが想定される中で、他県に比べて人口あたりの私立高校が他県に比べて多いか少ないのかというところをお聞きしたいです。あと、将来を考えたときに、公立高校だけでなく、私立高校の再編も考えられる。その再編に対する補助がすでにあるか、それとも今後創設する必要性を県として考えているか、お聞きしたいです。

### (高等教育政策・学事文書課)

一点目は、学校を運営する学校法人に対する直接的な補助になりますが、その中で一定の算定式を用いていますので、重複はありません。

二点目は、私立高校の人口当たりの学校の数という観点ではこれまで見ていません。県内4地区にそれぞれ私立高校があり、公立高校とのバランスもありますが、昭和の頃は人口が一旦増加し、その後、人口減少という背景がありますので、現時点では特に多い少ないということはないと思います。しかし、今後子どもの数が減っていく中で、注視していく必要があると思います。

三点目は、現時点では県として私立高校の再編に対する支援制度はありません。そこは、子供の数が減っていく中でどういう形があり得るか、他県の状況も勉強しながら、いろいろな観点から考えていく必要があると思います。

### (鈴木治委員)

私立高校が県の人口に対して多いのか少ないか、どこを基準にするのか難しいと思いますが、他県と比較してどうなのかは認識として持った方がいいというのは率直な意見です。あと、公立高校の再編が県の範疇で進んでいるので、この公立高校と私立高校の今後の役割分担についても整理されたほうがいいのではないかということを申し上げます。

### (樋口恵佳部会長)

まず、私立学校と一般的に言った場合、保育園、幼稚園、子ども園から私立大学までありますが、私立学校に対する助成の中で、この私立学校一般補助金はどういう位置づけにあるのか。生まれてから大学卒業まで、県はどういう教育支援をしていると考えておられるか。その中で、この一般補助金がなぜ必要だと言えるのかという、大きなビジョンからお考えを聞きたいと思います。

もう一点、人口減少にあたって、定員割れを起こしている私立高校があると思いますが、その規模はどの程度か。そこに対しては、例えば生徒数あたりの経費に応じて支援という説明がありますが、助成金額は少なくなるのかという実際の話を聞きたいと思います。

### (高等教育政策・学事文書課)

一点目の私立学校全般における一般補助金の位置づけですが、県内には小・中学校を除いて、幼稚園、高校、専門学校、専修学校、大学、短期大学まで私立の学校があります。その中で、私立の幼稚園の運営に対する補助は別の部局で所管しています。今回の一般補助金は、私立学校の中でも一番生徒数が多い高校の運営、経常経費・運営経費に対する補助という位置づけです。専修学校、専門学校も同様にその運営に対する補助、私立の大学、短大は、文部科学省から同様にその運営、経常経費に対して補助があります。それぞれ大学、短大の高等教育機関には国からの支援がある。高校については法律もありますが、都道府県が支援する場合に、それに対して国が一部支援する形で、直接的には県が支援するというスキームになっています。もう一つ大きなものとしては、生徒保護者の負担軽減という観点で、いわゆる授業料の軽減補助金もあります。政府は来年度から高校授業料の完全無償化を打ち出しています。まだ正式に確定はしていませんが、来年度からは、政府の制度が始まるということで、その部分も負担軽減という意味では大きなウエイトを占めています。

二点目の私立高校の定員割れの状況ですが、学校によっては定員に満たないところもあります。この一般補助金について、予算の積算方法はこの資料に記載した形ですが、実際に私立学校に配分する際は、教職員数とか実際の生徒数に応じて、交付決定、配分する形になりますので、定員を満たしていない学校には、それに応じた形での配分となります。今後は子どもが減っていく中で、定員割れがどんどん大きくなっていく可能性も見込みとしては考えられますので、定員の設定をどうするのか、あとは生徒の募集人員をどう設定するかというところは、基本的には私立学校の経営方針として決めるわけですけれども、例えばその乖離があまりにも激しい場合とかについては、県の方からも色々な助言とかも考えていかなくてはいけない部分になってきます。

### (樋口恵佳部会長)

生徒数が減少している高校に対しては、その対策について、県が一緒に考えながら対応していく方針であるということですね。回答の中で少し気になった点として、国の補助金に応じて、県が補助するなら国も出すというスキームとのことですけれども、例えば今後、その国のスキームが変わった場合、県の補助のあり方も変わる可能性があるのでしょうか。この事業の個票ですと終了年度に關するようなことです。

### (高等教育政策・学事文書課)

政府の補助のスキームが、高校授業料の軽減、無償化の部分については、来年度から大きいくいわゆる完全無償化へと変わろうとしていますので、それに応じて、県としても、どういった支援が必要かと考えていかなくてはいけないと思います。学校の運営、経常経費に対しての一般補助金については、現時点では大きな制度の動きというのは政府の方では情報はないようですが、今後山形県だけではなくて全国で子どもの数が減れば、学校の運営も学校そのものも、もしかしたら統廃合とともに含めて変わることもあると思いますので、そこは政府の動きを見ながら、ということになると思います。

(樋口恵佳部会長)

教育予算を積極的に削減というのは言いにくいところもあるのですが、少子化ということを考えますと、それに応じて実際にかかる費用等を踏まえ、その助成のやり方を再検討したり、国への要望を行ったりする等、引き続き財政の健全化に向けてご検討していただきたいと思います。

(鈴木治委員)

助成金の算定式については、公立高校を参考にして単価が決められると思うが、若干気になるのが、ここ5年を見てみると、少しづつ予算が大きくなっています。そういうことを考えると、人件費が増えてくるのか、算定式について、本来の実態にきっちと合わせていくことによって、適正な予算を心がけてほしいというところを、重々承知だとは思いますが意見させていただきます。

(高等教育政策・学事文書課)

令和3年度から年々予算額が増えている。その運営経費の算定の基にしている公立高校の一番大きなウエイトを占めている7割以上が人件費であり、それがここ数年上がっている部分が一番大きく反映されています。ただ、今後、子どもの数が減れば、公立高校が直ちに教職員数が減るとは必ずしもならないかもしれません、10年後、15年後といった少し長めのスパンで見れば当然、教職員数も減っていくことも想定されるので、そうすると少しづつ減っていく傾向が出てくるとは思っています。そこは、今意見いただいたとおり、子どもの数と、人件費の部分ということでの教職員の状況、実態をしっかり見ながら、実態とズれていないかを、今後、この計算の方法を毎年検証していきたいと思っています。

(樋口恵佳部会長)

様々な意見が出ましたが、人口減少、生徒数が減少してもすぐには教職員の人件費というのは削れないということで、その辺のミスマッチについて各種説明が必要だという指摘がございました。また、創設背景を考えた場合、公立私立の格差是正という視点があったものの、こちらはおそらく授業料収入に関わる部分で、今後国の授業料補助の制度が変化するので、今後は制度全体の再考が必要になるかもしれないということ等、指摘がありました。こうした意見を参考にしながら事業のあり方を検討してほしいと思います。

◇「農地中間管理機構運営事業」について【資料2-⑤】

(鈴木治委員)

私の方から一つ質問です。農地の出し手と受け手の方がいるわけですが、そのバランスはどのような状況なのでしょうか。高齢によって、もう農業をやめたいという方々が実際にたくさんいらっしゃると思うのですが、そういうニーズに対して、受け手の方というのは、圧倒的に足りていないという状況なのか、それとも足りているのか。そういうところを件数か面積かで説明してほしいです。

それともう一点。令和3年度の特定財源6,200万円ほどが記載されて、ここだけ突出し

ていませんでしたので、これが何なのか説明をお願いいたします。

#### (農村整備課)

まず出し手と受け手についてですが、リタイアされる方、あるいは規模縮小を考えている方から農地を集めて、受け手に引き継ぐことで、農地資産を地域の資産として引き継ぐ仲立ちをするのが中間管理機構です。年度途中での見込みですが、令和7年度は新規契約で出し手が3,000件に対して、受け手が1,800件程度です。また、この事業がおよそ10年経つので、10年契約の満期を迎えることもあります。それにしても出し手が4,300件に対して、受け手が1,600件弱です。何人というより、契約件数で把握しているので、農地の筆の数ということになりますが、そういう形です。

受け手の方は規模を拡大したいので、法人とかが多いこともあります。出し手、受け手のバランスはそういう状況です。出し手が出したいけれども、受け手がなかなか見つからないという事例はあると聞いています。そういう意味で、受け手になる規模拡大を考えている方が集約するために地域に入って動けるように取り組んでいきたいと思っています。

もう一点、令和3年度の特定財源について質問がありました。この特定財源について、事業が始まるにあたり、国が国庫100%の基金を積んで準備をしたものであり、それを財源とした支出を特定財源として表示しています。財源の内訳として、この事業は国費と県費からなっているのですが、令和3年度の場合、国庫支出金のうち国の当初予算で入ってきたお金が4,900万円に対し、事前に国が積んでいた基金から捻出した分が6,200万円となっています。この年はそういう国からの指示に基づく出どころを表示しています。

#### (鈴木治委員)

今の説明で、出し手と受け手のバランス、状況の数値的なところを示していただいたのですが、これが県として順調という認識なのか、それともまだ危機感を持っているのかを聞きたいです。それと、地域的な差、庄内地区、内陸、置賜、そういうところによって特徴的な差のようなものがあるのか、そこはどうでしょうか。

#### (農村整備課)

本県の集積率は資料のとおりです。集積率を上げるというのは、必ずしも農地中間管理事業だけではなく様々な状況が重なった結果になるわけですが、農地集積率は、北海道に次いで全国第2位という状況で、全国的にもトップクラスです。そういう意味では、他県に比べて進んでいる状況ですが、令和6年までの実績は72%ということで、目標は90%という高めの数値にしていたので、それには達していません。

地域ごとのバランスですが、農地集積率の話だと、集積しやすい農地と集積しにくい農地があります。集積しやすいのは田んぼなどです。隣同士の田んぼを一くくりにして、大型の機械を入れれば作業効率化するというものは進んでいるのですが、例えば村山などには、相対的に果樹園とか畑が多いこともあって、なかなか集約できない。機械に任せることができない、結局は人手がかかるというところは、集積率が上がらないということです。県内でも圃場、田んぼの地域と畑、あるいは果樹園の地域と、まだらになっているものですから、今後、村山や最上、山間地のようなところ、あるいは果樹、畑というなかなか

か集積しにくいところの集積率を上げるようにシフトしていかないと、全体数値が上がらないと認識しています

(樋口恵佳部会長)

それでは私からもいくつか。地域計画では、農家の高齢化減少等により耕作放棄地が増加する問題があると思いますが、農地集約・集積が終わった後、この事業はどうなるのかについて、見通しが聞けると嬉しいです。

また、説明資料の中で農地地域集積協力金と集約化奨励金がありますが、集積と集約、何が違うのか教えていただきたいです。

(農村整備課)

まず一点目、地域計画については、令和7年3月末までに策定することが義務づけられています。これに基づいて、市町村ごとに、市町村一本もあれば、集落単位とか規模は色々ですが、10年後の目標地図というのが、地域計画の一部にあります。10年後、あるいはもっと将来を見通して、今、実際高齢化されている方が農業できないよとなった場合に、若手あるいは農業法人など、誰にどのタイミングで引き継ごうとか、どの農地をどうするかという目標地図を作成して、その地域での具体的な将来を見えるようにするのが地域計画です。それで、地域計画の見通しですが、今年の3月に制定されたばかりですが、当然、事情が毎年のように変わっていきます。当初見込まなかった外的要因、あるいは内的要因で見込みとおりにならない、あるいは当初考えたこととは別になる、ということに対応するブラッシュアップを図ることにしています。それで、計画を見直しながら、地域共通の将来像、意識を統一していく形で地域計画を発展させることになります。当然、集積率は100%が上限ですが、やりやすいところからどんどん増えていくわけで、残っているところについては、小規模な農地だったり、中山間のような条件が不利なところだったり、なかなか集約が困難なところです。集積率はだんだん 100%に向かって収束していくわけですが、伸びというものが減少する見通しです。

集積と集約の違いですが、集積は、農業法人でも大規模農家でもいいですが、それの方に対して農地を集めることを集積といっています。この場合、色々なあちらこちらにいる人がそれぞれに契約を結ぶと、人には集まるのですが、集積された土地というのは、バラバラに飛び飛びになることがあって、必ずしも農業の効率化につながらないと考えられます。なので、集約という話ですが、例えば、バラバラに飛んでいる土地を交換して、担い手の方が作業しやすいように物理的に近づけて、移動時間を減らしたり、水利施設の管理の手間が減るようにとか、そういう物理的に集める次の段階が集約です。

(樋口恵佳部会長)

農地集積でしたら、もしかしたら果樹園等が多い地域やところでも契約自体は進ませることができるかもしれないということですね。そういうことであれば、今後伸び率が減少していくのではないかというお話をしたが、事業のやり方の工夫がしていけるものと理解しました。ただし、最終的に集約化は必須のものと思いますので、例えば成果実績の指標の中に集約率とか集約件数とかをあげていくと、さらに評価しながらの事業の実施ができる

るのではと思いました。

また、事業の終了というか見通しに関して、どういう状態がゴールなのかというところを伺いたいです。

(農村整備課)

集積の目標ということで、集積率のアッパーは 100%になります。農地中間管理事業は出し手と受け手と契約を結ぶということで、10 年契約であったり、それより短い契約であったりしますが、契約が満期を迎えると更新という話になります。なので、新規分はどんどん頭打ちになったとしても、逆に契約の更新件数という形では高水準で維持されていくと思われますので、出し手、受け手のその仲立ちをする中間管理事業は今後も引き続き実施していく必要があると考えています。

集約率を成果目標とするのはどうかというお話がありました。これについては、農地集積率を目標としたのは、国は集積率という形で目標を立てていて、各県がそれに基づいて目標数値の設定をしています。それに倣ったものですから、県でも集積率にしていますが、実際集約率がより今後重要になってくるという認識があり、国にも集積率の他に集約率という目標数値なり考え方を設定しなければいけないのではないかという意見は、意見交換会等でお話しています。ただ、具体的に何をもって集約したというのかとか、定義等について定めがないものですから、当然国の方で定義、考え方方が定まって目標設定しましうとなれば、県もその条件に合った集約率がどういうものかを把握できるかと思っています。

(鈴木治委員)

集積率の分母にあたるものは、これは集積しなければいけないと思っている面積というのは決めたわけですよね。それは変動しないのですか。

(農村整備課)

農地集積率の分母についてお話がありました。農地集積率の分母というのは、県内の全耕地面積となっています。耕地面積というのは残念ながらどんどん面積自体が少なくなっています。やはり農地の改廃とか、あとは遊休農地化するとかそういう形があるので、分母がどんどん小さくなっていますが、それに対して担い手への集積の割合という形となっていますので、変動は常にしている、目標が動くというのは確かにそのとおりだと思います。

(鈴木治委員)

分母が増えることはないのでしょうから、黙っていても上がるということになる。

(農村整備課)

担い手の方が今後も増え続けてくれれば良いですが、やはり農家全体の高齢化も進んでいますし、そうするともうやれないという方もいらっしゃるでしょうから、その受け皿となる大きな組織とか、あるいは大規模農家さんとか、そういうことも考えなければいけません。

**(鈴木治委員)**

もう耕作をやめます、というものは分母から外れるということになるのですか。そういうことではないのですか。

**(農村整備課)**

耕作をやめればすぐ分母から外れるということではないです。やはり、耕作できなくなつたから他の人に続けてもらうと、農地として維持していこうという形で我々も事業をやっておりますので、やめたから分母からすぐに削られていくということではなく、逆にそれをいかに防いで耕地面積を維持しながら農業生産を高めていくかというようなことで事業を推進していきたいと考えています。

**◇「保安施設検査業務費補助金」について【資料2-⑥】**

**(鈴木治委員)**

こちらについて気になるのが、他の地方空港との比較で、この県の負担が他の地方空港に比べて手厚いものなのか、そうではないのか。その辺は県としてどのように認識しているのか聞きたいと思いました。

もう一点ですけれども、予算に対する決算額で、年々増加傾向にあるように見受けられます、この理由について教えてほしいと思います。

**(空港港湾課)**

我々の補助金が他県の空港に比べてどういった水準かにつきましては、そもそも資料の背景に書かせてもらったとおり、国の管理空港においては半額補助をしている中で、地方管理空港においても同じ措置をしてほしいという国からの要請を受けて行っているものです。他県で調査した事例があり、その中では他の県についても2分の1補助で、我々と同じ水準で行っていると確認しています。

その決算、費用が年々増加していることにつきましては、検査業務を行っている人の人件費の高騰などにより、費用が増加している背景があります。

**(鈴木治委員)**

補助率について2分の1はどこも一緒だということで、実際に県で負担している額的なところは、利用者数に対して妥当だという理解でよろしいですか。

**(空港港湾課)**

当然、利用者が多い空港であれば、これにかかる経費も当然増えるわけです。先ほどの調査は秋田県のもので、本県の利用者は山形でも庄内でも35万人前後の利用に対して、秋田空港で120万人ぐらいの利用があるという中で、実際の金額ベースは確認していませんが、120万人の利用に対しての検査費用に対して2分の1を負担しているということです。人数によって金額は増えますが、考え方については同じと考えています。

### (樋口恵佳部会長)

この制度の今後の見通しですが、保安検査に関する費用負担の見直しが行われ、検査実施主体が航空会社から空港管理者に移行することで、より本県の支出は増えていくと考えられますが、それに関する見通しはどうなっているのでしょうか。

次に、成果指標および成果実績について、ハイジャック件数が成果指標になっており、令和3年度から7年度まで幸いなことに全部0件ですが、指標としての適切性についてのお考えをお聞きしたいと思います。

### (空港港湾課)

一つ目の今後の方向性につきましては、現在、国の方で議論が進められている状況です。国の方針は、空港管理者自らが保安検査を実施するのが世界的な流れということで、国で有識者を含めた会議を開いて、今後は空港管理者が管理主体になっていくべきことが決定しています。ただ、移行する上でどういう課題があるかは国の方も慎重に考えていくべき必要があるということで、羽田空港と、我々のような地方空港に導入するに際してどんな課題があるかということで宮崎空港の2つの空港で、来年度から移行の試行をしていくと聞いています。その中で課題を抽出しながら費用負担をどうするかということが議論されていくと聞いています。検査の主体が我々空港管理者になった場合、全額県で負担するのかということも心配しているのですが、今の議論の方向性は、航空会社からも一定の負担をいただるべきではないかということ、それから実際に利用される乗客の方の負担というところも議論していくと聞いています。イメージとしましては、現在は航空会社が行っているものに対して我々が2分の1補助をしています。これが逆に、我々空港管理者が行うものに対して、2分の1かどうかは決まっていませんが、航空会社さんから負担をいただく流れになっていくかと思っています。今後の国の試行を注視しながら、動向を捉えてていきたいと考えています

指標につきまして、より適切な指標は今のところ思いつくものはないというのが正直なところです。アドバイスをいただけましたら幸いです。

### (樋口恵佳部会長)

一点目の今後の見通しは分かりました。今後、移行期で交渉をするにあたって、おそらく航空会社の方でも、「宮崎ではうちが半分出すけど、山形では3分の1しか出さない」とは言いにくいと思いますので、他県の交渉状況、もし必要なら他県と協力して、航空会社との交渉を進めていく必要があると思いました。その点は部局の方でも課題認識されていると思っています。

成果指標について、例えば違反件数のようなものがあって、何か不審なものがあってそれを検知した件数とか、指導の件数等があれば、そういうものが成果指標として使えるのではないかと思います。おそらく事故が起こる前までの手続きの中に、その0件の内訳がきっと隠れていて、未然に防いだものについて、例えばどのようにして指摘したとか、危ないような状況を作らないためにどういう工夫があるかとか、そういうものを可視化できるような指標だと良いと思います。異物を事前にチェックして何か危ないものを処分した

ものがあれば、それも実績として考えられるのではないかと思います。

少し制度の変更もあるということで、今後はレビューが必要になってくるかと思います。そのようなものも検討しつつ、事業のあり方を検討してほしいと存じます。

#### 4 閉会